

北方町出産・子育て応援事業のご案内

(国の出産・子育て応援給付金)



北方町では出産と子育てを応援し、安心して出産・子育てができるよう、全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、継続的な相談に応じる「伴走型相談支援」と出産・子育て応援ギフトによる「経済的支援」を一体として行う「出産・子育て応援事業」を実施します。

【伴走型相談支援】

全ての妊産婦に対して、妊娠期と出産後に保健師、助産師等が面接やアンケートを行い、必要に応じて相談支援等につなげ、子育てに必要な切れ目ない支援を行います。

①妊娠届出時	妊娠届出時の専門職による面接、妊婦相談
②妊娠8か月頃	アンケートの実施、希望者及び必要な方への面接等での相談
③出産後	赤ちゃん訪問時の専門職による面接、相談

【経済的支援】

出産応援ギフトは妊娠届出の面接後に、子育て応援ギフトは赤ちゃん訪問実施後に給付します。
申請書兼同意書は、妊娠届の提出日や出産日に応じて、面接により対象者へ交付しますので、必要事項を記入し、本人確認書類の写しを添付して、交付後6か月以内に保健センターまで提出してください。(子育て応援ギフトは、出産後6か月以内に申請してください。)

出産 応援ギフト	本町に妊娠届出を行い、保健師等の面接を受けた妊婦に、出産準備のための応援金として、 <u>妊婦1人につき5万円相当の電子クーポン</u> を支給。
子育て 応援ギフト	本町の赤ちゃん訪問等による助産師等の面接を受けた <u>養育者(母親、父親等)</u> に、子育て支援のための応援金として、 <u>対象児1人につき5万円相当の電子クーポン</u> を支給。

※申請から約2か月後に郵送で『ぎふっこギフト』の案内が、リンベル株式会社より届きますので、ぎふっこギフトサイトに個人情報を登録し、電子クーポンをご利用ください。

【事業対象者】

令和4年4月以降に出産された方(養育者)や妊娠届出をした方で、出産・子育て応援ギフト申請時点で北方町に住民票がある方

※他の市町村で「国の出産・子育て応援給付金」を受給済みの方は対象外です。

※出産・子育て応援ギフト申請時点で、北方町外へ転出した場合は、転出先の市町村にご相談ください。

※妊娠届出後、流産等で出産に至らなかった場合や出生届出後の死亡の場合も対象となります。

【お問い合わせ】

北方町保健センター・北方町子育て世代包括支援センター 北方町高屋石末1丁目10番地

電話：058-323-7600

8：30～17：15(土日祝日を除く)

[更新日：R5.10.1]